

議案第44号

葛飾区自転車の安全利用及び駐車秩序に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成30年 6 月12日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

自転車利用者の責務に施錠等の措置を講ずることを加える必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区自転車の安全利用及び駐車秩序に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区自転車の安全利用及び駐車秩序に関する条例（昭和57年葛飾区条例第26号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 4 自転車の利用者は、その利用する自転車の盗難を防止するため、施錠その他の適切な措置を講じなければならない。

付 則

この条例は、平成30年8月1日から施行する。